



赤い羽根共同募金



《共同募金助成希望申込における留意事項》

1. 地域福祉活動助成について

東かがわ市共同募金委員会では、地域の皆様から寄せられましたあたたかい善意の募金を活用し、地域福祉活動団体の事業費補助及び市内の各自治会における地域福祉活動の推進支援を目的に、事業費の一部助成を行っています。

その助成に係る財源については、今年秋に実施予定の『令和8年度 赤い羽根共同募金運動』により寄せられます募金の実績に応じて、令和9年度の助成金額が決定されます。

2. 助成の対象となる団体及び事業

社会福祉法人や NPO(特定非営利法人)をはじめ、地域福祉活動団体、ボランティア団体等のうち、市内で福祉活動を推進する団体で、地域福祉の推進を目的とした事業が対象となります。

(※団体の運営に係る経費及び、営利を目的とした事業は対象となりません。)

3. 助成限度額

限度額は、1事業につき500,000円以内

(※対象事業費総額の5分の4以内※千円未満の端数が生じるときは、その端数は切り捨て)

*他にも助成要件がありますので、必ず申し込み前にご相談ください。

4. 申請書の受付期間

各団体において、**令和9年度中**に実施を予定されている地域福祉事業や、資機材等の購入において、その財源として共同募金のご活用のご意向がありましたら、下記までお申込みください。

受付期間 **令和8年4月1日(水)～令和8年4月24日(金)**

受付窓口 東かがわ市共同募金委員会(市社会福祉協議会本所内)

※ひとつの事業に対し、他の助成との重複申請はできませんのでご注意願います。

5. 助成の決定について

注意》》》令和9年度に実施する事業に係る助成です。

令和8年度の募金運動実績をもとに、令和9年度における助成金額が決定します。

助成団体及び事業につきましては、皆様から事前にお申込みいただきました『助成申請書』をもとに、審査委員会にて「広く公平に」を理念とし、厳正なる審査を行い助成額及び団体を決定させていただきます。

※ 審査決定に際し開催する審査委員会において、活動状況や申請内容についてのプレゼンテーションを行っていただくことがありますので、ご協力をよろしくお願いいたします。



《お申込み・お問合せ》

東かがわ市共同募金委員会

☎ 26-1122

(東かがわ市湊 1809 番地 市社会福祉協議会本所内)